



東北運輸局福島運輸支局  
プレスリリース

《発表記者会：福島県政記者クラブ》

平成30年12月13日  
国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局

## 福島県耶麻郡猪苗代町の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令を発しました。

平成30年2月16日、22日の両日に東北運輸局福島運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、福島運輸支局にて行いました。

### 記

#### 1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：猪苗代タクシー 有限会社 代表取締役 渡部 茂  
(法人番号：2380002031210)  
福島県耶麻郡猪苗代町千代田字柳田29番地2

営業所：猪苗代営業所  
福島県耶麻郡猪苗代町千代田  
字柳田29番地1、29番地2、30番2

#### 2. 行政処分等年月日 平成30年12月6日

#### 3. 行政処分等の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分 (10両×12日間)

平成30年12月13日から平成30年12月24日まで

(2) 文書警告

#### 4. 違反の概要

- (1) 運賃料金変更事前届出違反 (道路運送法第9条の2第1項)
- (2) 営業区域外旅客運送 (道路運送法第20条)
- (3) 輸送の安全及び旅客の利便確保のための遵守事項違反 (道路運送法第27条第3項)
  - ①運送引受書の交付義務違反【記載事項の不備】  
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
  - ②乗務の記録義務違反【記載事項の不備】  
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)
  - ③運行指示書の作成義務違反【記載事項の不備】  
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
  - ④運行管理補助者の選任届出違反  
(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)
- (4) 輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反 (道路運送法第29条の3)

《問い合わせ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門

担当： 、

TEL：024-546-0345

音声ガイダンス「3」